

## 第44回多摩デバ講座

# 進展する国立国会図書館事業と 公共図書館に期待すること

2025年3月22日（土）

田中 久徳

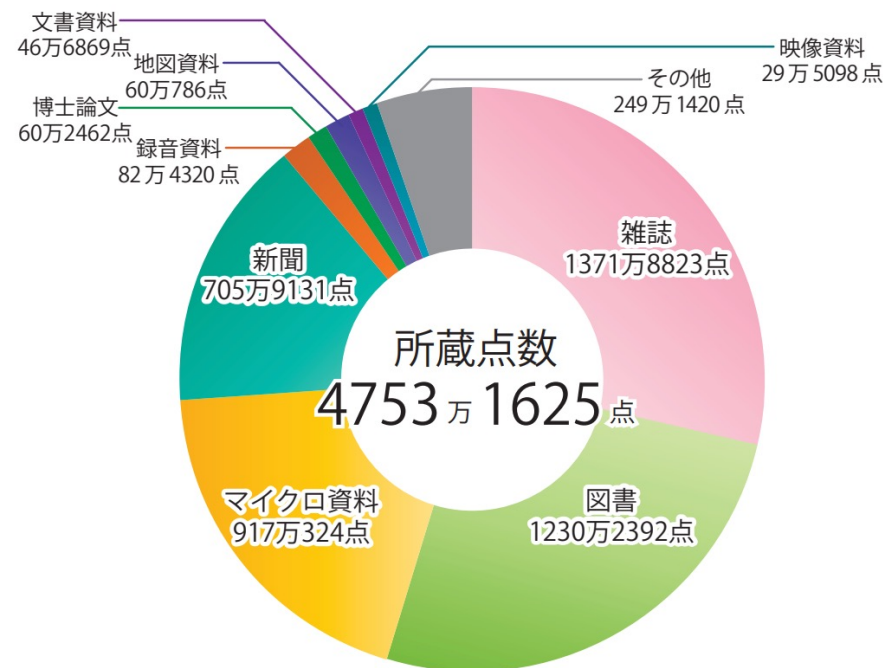
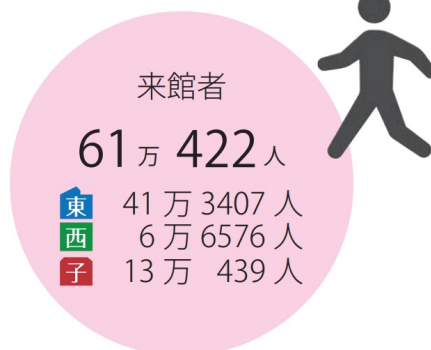
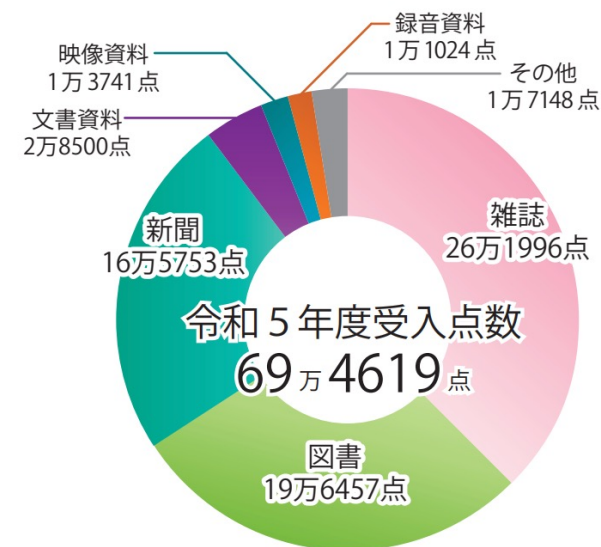
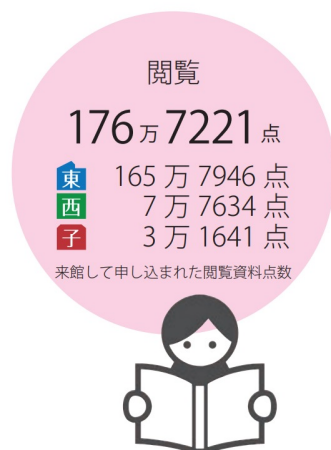
## 本日の内容

- ◆ 国立国会図書館の最近のサービスの状況や活動について（デジタル事業を中心に）
- ◆ デジタル時代の公共図書館と国立国会図書館の連携・協力の可能性と課題について（「国の蔵書」という観点を中心に）

# 国立国会図書館の概要

- 日本の国立図書館であるとともに立法府の機関として、議会図書館及び立法調査機関を兼ねる。
- 「国立国会図書館法」（1948年）を設置法（根拠法）とする。同法には法定納本制度が規定されている。
- 衆・参両院の議院運営委員会（図書館運営小委員会）を監督機関とする。
- 戦後（1948年）の設立であるが、1872年「書籍館」以来の旧帝国図書館、衆議院・貴族院図書館の蔵書を継承している。
- 行政各部門と裁判所に支部図書館が設置され、中央館と連携して図書館サービスを実施し、同時に納本制度の窓口としても機能している。
- 累増する資料を収蔵するため施設拡張が不可避。東京本館（1961年）と新館（1986年）、京都府精華町の関西館（2002年）と第二期書庫棟（2020年）、15～20年間隔で大規模な施設工事を行なっている。
- 支部上野図書館は、東京都への移管予定を変更して、2000年に国際子ども図書館として開館した。2015年には新館（アーチ棟）を増設。

# (参考) 数字で見る国立国会図書館 (2023年度統計)



| 職員                       | 建物延べ面積                                                  | 書庫面積                                            | 閲覧室面積                                         |
|--------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 定員 894 人                 | 24 万 6284 m <sup>2</sup>                                | 12 万 578 m <sup>2</sup>                         | 2 万 5864 m <sup>2</sup>                       |
| 男女比 男性 48.2%<br>女性 51.8% | 東 14 万 7853 m <sup>2</sup><br>国会分館 1,331 m <sup>2</sup> | 7 万 7829 m <sup>2</sup><br>609 m <sup>2</sup>   | 1 万 8983 m <sup>2</sup><br>562 m <sup>2</sup> |
| 管理職のうち<br>女性の割合 35.2%    | 西 8 万 4339 m <sup>2</sup><br>子 1 万 2761 m <sup>2</sup>  | 3 万 9026 m <sup>2</sup><br>3,114 m <sup>2</sup> | 4,265 m <sup>2</sup><br>2,054 m <sup>2</sup>  |

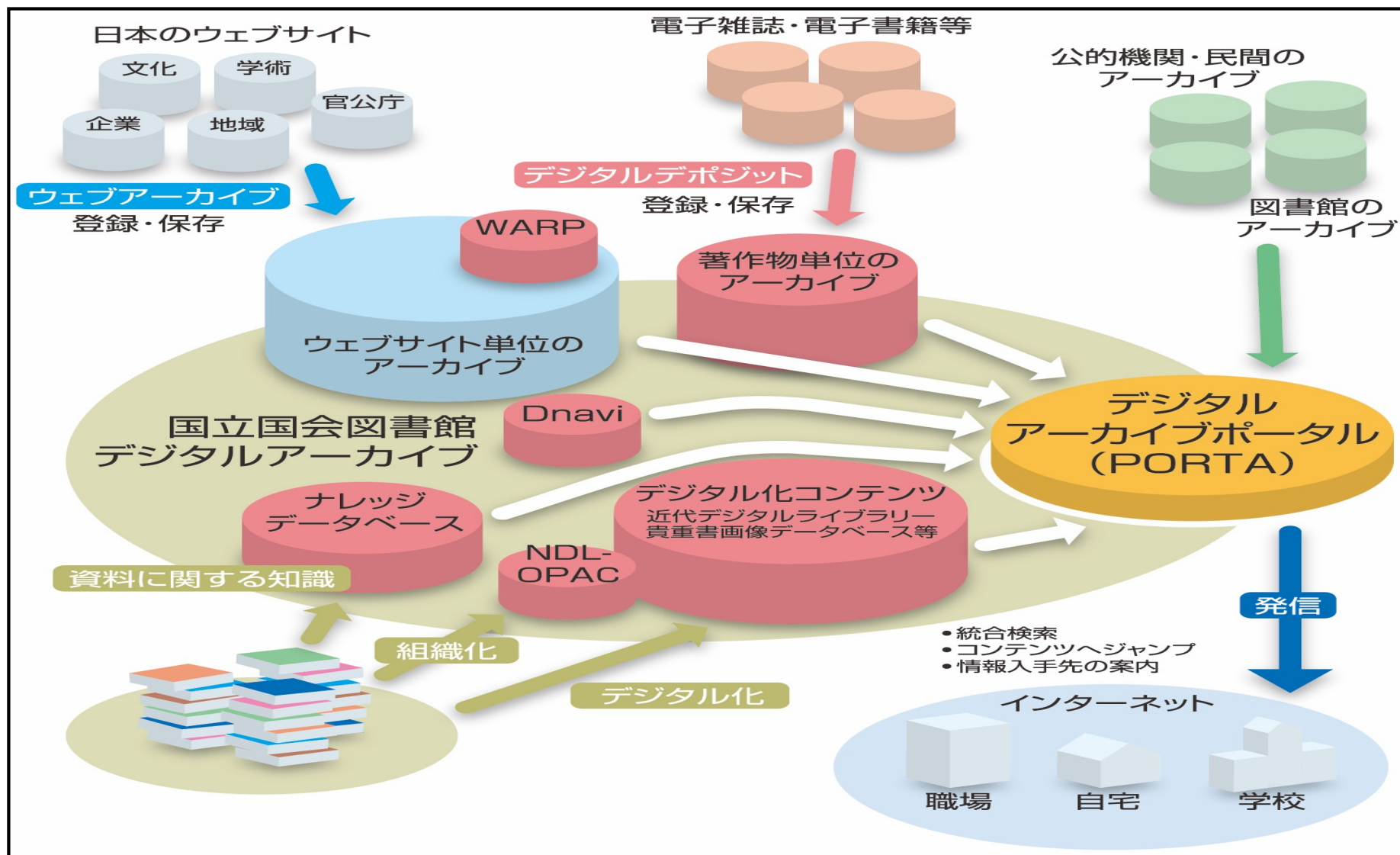
(出典：令和5年度国立国会図書館年報「令和5年度の主要な活動」から抜粋引用)

[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_13832802\\_po\\_nen\\_r5.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_13832802_po_nen_r5.pdf?contentNo=1)

# 電子図書館サービスの現状

- ① 所蔵資料のデジタル化
- ② 電子出版物の制度的収集
- ③ デジタルアーカイブのポータル事業

# 国立国会図書館の「電子図書館構想」の全体像



(出典) 国立国会図書館ウェブサイト (2012年2月23日時点)「デジタルアーカイブの全体イメージ」

(<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3483392/www.ndl.go.jp/jp/aboutus/ndl-da.html>)

事業名称等はその時点のものなので注意。

## 国立国会図書館の資料デジタル化の展開 ①

### 2002年 関西館開館「電子図書館サービス」の開始

- ・ 古典籍（貴重書画像DB）と明治期資料（近代デジタルライブラリー）からスタート
- ・ 著作権消滅資料（権利者不明著作物は文化庁長官裁定）をデジタル複製、送信提供
- ・ 当初のデジタル化は、保存用マイクロ写真のネガフィルムを活用した。

### 2009年 大規模デジタル化事業の実施

- ・ グーグルブックサーチ問題（北米の大規模図書館の大量複製訴訟が世界中に波及）を契機として、リーマンショック後の緊急経済対策として、127億円の補正予算計上。
- ・ 著作権法改正により、国立国会図書館では資料保存を目的とする利用のためのデジタル複製の権利制限が認められる。（著作権法第31条2項）
- ・ 1968年受入までに受け入れた和図書約66万点のデジタル化が終了

### 2012年 図書館送信サービス実施の法改正

- ・ 著作権法改正により、絶版入手困難資料について、国立国会図書館から公共・大学図書館への施設内公衆送信について権利制限が認められる。（著作権法第31条3項）
- ・ 関係者協議会での合意を経て、2014年1月サービス開始。（国内参加館は、約1470）

### 2018年 図書館送信サービス対象館の海外図書館への拡大

- ・ 著作権法改正により、絶版入手困難資料の図書館施設内送信について、外国の図書館等へ適用範囲を拡大。（著作権法第31条3項再改正、外国の図書館等11館）

## 国立国会図書館の資料デジタル化の展開 ②

### 2019年 検索用テキストデータの作成と提供

- ・著作権法改正により、画像データからの検索用テキストデータ作成とこれによる検索サービスの提供が可能となる。（著作権法題47条の5新設）新規にOCR処理プログラムの開発を行い、2021年1月提供開始（2025年2月で、図書・雑誌等約318万点が対象）

### 2020年 コロナ禍を契機とするデジタル化の加速

- ・コロナによる図書館休止を契機にデジタル化促進の機運が高まる。与党政調主導で、2000年までの出版物のデジタル化達成を目標に補正予算が認められた。（2020年度～2024年度まで関連経費を含めて約246億円計上、図書は1995年まで終了、継続中）
- ・著作権法改正により、絶版入手困難資料については、登録利用者の送信と複写利用を可能とする権利制限規定を新設（著作権法第31条4項、5項 2022年5月施行）

### 2022年 個人送信サービスの開始

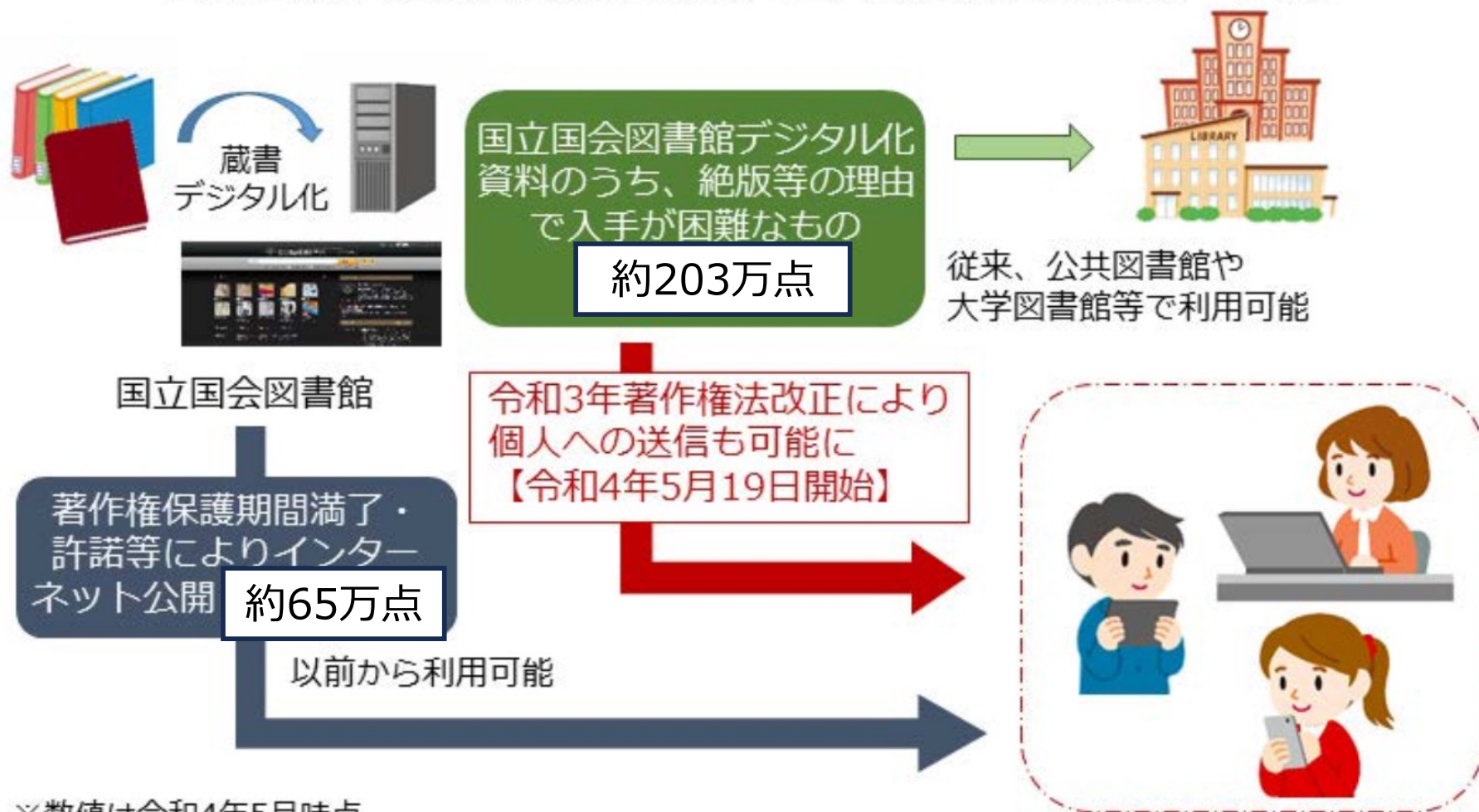
- ・登録利用者に対する個人向けデジタル送信サービス開始（5月）国立国会図書館デジタルコレクションのリニューアル（画像検索、シングルサインオン、印刷機能等追加）、OCRテキストデータによる全文検索サービスの提供開始（12月）

### 2023年 障害者への全文テキストデータの提供開始

- ・「国立国会図書館障害者用資料検索（みなサーチ）」による全文テキストデータ（未校正、市場流通確認を経たもの）送信サービス（登録利用者及びデータ送信承認館が対象）を開始（3月）、2024年1月に正式公開



## 国立国会図書館の個人向けデジタル化資料送信サービス



(出典：国立国会図書館令和4年5月19日報道発表資料より引用)

[https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2022/05/16/pr220519\\_01.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/__icsFiles/afieldfile/2022/05/16/pr220519_01.pdf)

## (参考) デジタル化資料提供状況 (2025年2月末時点)

| 資料種別     | デジタル化資料提供数 (概数) |                |                |       |
|----------|-----------------|----------------|----------------|-------|
|          | インターネット公開       | 図書館・個人送信       | 館内限定           | 合計    |
| 図書       | 37万点            | 102万点          | 83万点           | 222万点 |
| 雑誌       | 2万点             | 83万点           | 56万点           | 140万点 |
| 古典籍      | 8万点             | 2万点            | 0.3万点          | 10万点  |
| 博士論文     | 1万点             | 14万点           | 2万点            | 18万点  |
| 新聞       | —               | —              | 17万点           | 17万点  |
| 官報       | 2万点             | —              | —              | 2万点   |
| 帝国議会資料   | 0.3万点           | —              | —              | 0.3万点 |
| 憲政資料     | 2万点             | —              | 0.2万点          | 2万点   |
| 録音・映像    | —               | —              | 1万点            | 1万点   |
| 地図       | —               | —              | 0.3万点          | 0.3万点 |
| 日本占領関係   | 11万点            | —              | 2万点            | 12万点  |
| プランゲ文庫   | 0.4万点           | 2万点            | 3万点            | 5万点   |
| 歴史的音源    | 0.6万点           | —              | 4万点            | 5万点   |
| 日系移民関係   | —               | 0.5万点          | 01万点           | 2万点   |
| 特殊コレクション | 0.3万点           | —              | 0.4万点          | 2万点   |
| 他機関作成    | 0.5万点           | 0.3万点          | 0.1万点          | 0.7万点 |
| 合計       | 65万点<br>(15%)   | 203万点<br>(46%) | 171万点<br>(39%) | 439万点 |

出典：国立国会図書館ウェブサイト「資料デジタル化について」その他及び合計数の比率を一部加工  
<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/index.html>

## 資料デジタル化に関わる著作権法等の概要 ①

「図書館全体」に適用される部分と「国立国会図書館」にのみ適用される部分からなるの2本立てになっている（2009年から）

（国立国会図書館にのみ適用される規定）

- ① 原本保存のための複製（デジタル複製）[2009年改正 §31条6項]
  - 著作権保護期間内であっても原資料の代わりに利用提供することを目的としたデジタル複製の権利制限が可能
- ② 図書館等施設に対する公衆送信 [2012年改正 §31条7項]
  - 「絶版入手困難資料」の場合、図書館等施設に対する送信提供が可能（2025年3月時点で、公共図書館、大学図書館など国内1,476館、海外11館が承認を受けている。）

## 資料デジタル化に関わる著作権法等の概要 ②

### ③ 登録利用者に対する公衆送信 [2021年改正 §31条8,9,10項]

- 国立国会図書館の登録利用者に対し、特定絶版入手困難資料の公衆送信が可能（8項）
- 登録利用者は、公衆送信による閲覧と必要と認められる限度での複製が認められる（9項）
- 「特定絶版入手困難資料」は、出版者が復刊や再版予定（電子提供を含む）がある資料を除いたもの
- 新たに提供を行う場合、事業者は「出版者等が30日以内に入手困難ではなくなる旨を国立国会図書館長に申し出て、同館長が認めたもの」が除かれる（10項）

## (参考) 国立国会図書館からの公衆送信の対象となる施設の範囲

### 著作権法第31条第1項の適用を受ける日本国内の「図書館等」と、これに準ずる外国の機関

- ① 図書館法第2条第1項の図書館（公立図書館、私立図書館） ×公民館図書室
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設（大学図書館、高専図書館） ×学校図書館
- ③ 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
- ④ 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの
- ⑤ 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前2号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの

⇒ 現在指定されている機関（28機関）日本点字図書館、日仏会館、日本化学会など

## (参考) 資料デジタル化の関係者協議について

- ◎ 2008年5月、「国会図書館でデジタル化された資料の利用については、著作権者等の利益が損なわれないようにする仕組みを様々な局面に応じて取り入れることが必要」（文化審議会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間総括）
- ◎ 2008年7月、著作権者・出版者団体、大学、図書館など関係の団体や機関をメンバーとする協議の場を設置
- ◎ 2009年5月、「デジタル化の対象、データの管理方針、資料閲覧や複製物の提供方法、デジタル化を実施する際の事前照会など」について「第1次合意」をとりまとめ ⇒ 対象資料の範囲などは、法律の規定よりも踏み込んで限定
- ◎ 2012年12月、「図書館等への限定送信」に関する合意とりまとめ

※ 個人送信については、文化庁と共催で、「国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会」を設置（利害関係者のメンバー構成はほぼ同じ、学識有識者2名が加わっていることが相違点）、2021年12月に合意文書とりまとめ

(<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/consult.html#anchor01-3>)

## (参考) 送信サービスからの除外手続

送信サービスの対象は、出版者、書店等の流通在庫がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般に図書館等で購入が困難であることが要件となっているため、以下の除外手続を実施している。

### 1. 入手可能性調査

漫画・絵本、著作権等管理事業者の管理対象でないものについて、①出版目録（e-hon, Honya Club）、②オンデマンド目録（Amazon, 万能書店）、③電子書籍配信（JPRO）のデータベースで在庫の有無を確認し、毎年、候補リストを作成している。

### 2. 事前除外手続

「送信候補リスト」を毎年11月～翌年4月まで公開、要件（除外基準）を満たすものについて申出を受け付ける。（著作者本人の場合は、市場流通がなくても除外可能）

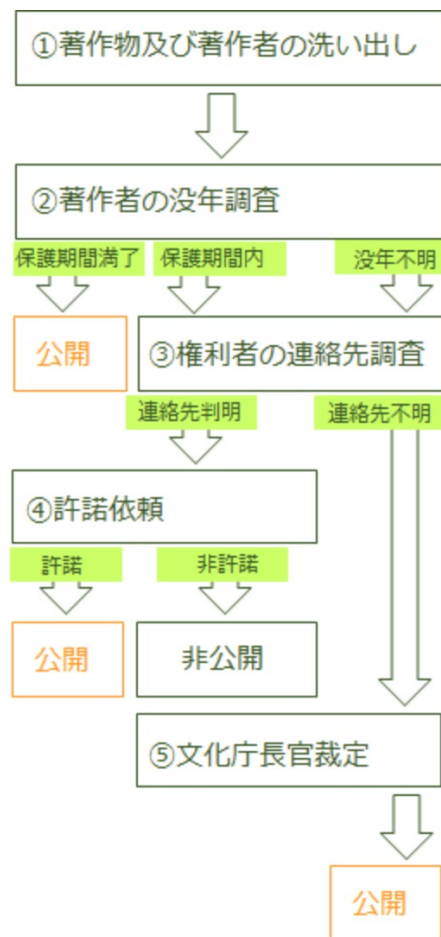
### 3. 事後除外手続

公表している「送信対象リスト」に基づき、除外申出を随時受け付ける。要件を満たすことが確認できた段階で、送信を停止する。

☆ 雑誌については、「対象雑誌候補リスト」を事前に提示し、事前調整の申出を受け付けている。

# インターネット提供のための著作権調査

- 明治以降の出版物については、刊行年の古いものから順に著作権の確認を行い、著作権保護期間満了かどうかを判定している。
- 情報提供が必要な著作者の公開調査を行っている。



1冊の資料には、複数の著作者が関与している場合が多い。  
(序文、本文、解説、挿絵、編者などが別人であるなど)

| 種類   |       | 現行法         | 改正後         |
|------|-------|-------------|-------------|
| 著作物  | 原則    | 著作者の死後50年   | 著作者の死後70年   |
|      | 無名・変名 | 公表後50年      | 公表後70年      |
|      | 団体名義  | 公表後50年      | 公表後70年      |
|      | 映画    | 公表後70年      | 公表後70年      |
| 実演   |       | 実演が行われた後50年 | 実演が行われた後70年 |
| レコード |       | レコードの発行後50年 | レコードの発行後70年 |

(出典) 著作者情報公開調査  
(<https://dl.ndl.go.jp/openinq>)

(出典) 文化庁HP 保護期間の延長に関するQ & A  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaih\\_eiyo\\_chosakuken/1411890.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaih_eiyo_chosakuken/1411890.html)



## デジタル化資料の拡大（図書）

|             | 図書        | 公開      | 限定送信      | 館内限定    |
|-------------|-----------|---------|-----------|---------|
| 1947年以前     | 594,211   | 350,851 | 233,231   | 10,129  |
| 1948年～1968年 | 377,821   | 8,170   | 296,390   | 73,261  |
| 1969年～1979年 | 329,586   | 1,930   | 230,130   | 97,526  |
| 1980年～1989年 | 495,729   | 1,852   | 255,407   | 238,470 |
| 1990年～      | 448,375   | 2,786   | 22,602    | 422,987 |
| 全体          | 2,260,192 | 372,391 | 1,044,124 | 843,677 |

※ 国立国会図書館デジタルコレクション2025年3月15日検索結果  
 （デジタル状況内訳は、図書以外の資料を若干含むため、合計数は一致しない。）

（2025年3月現在作業中のもの） ※ HPで利用休止案内中のもの

- ◎ 平成8年1月～平成12年12月 A～U（一般図書） 約39.3万冊
- ◎ 昭和63年1月～平成7年12月 A～U（一般図書） 約3.4万冊
- ◎ 昭和44年1月～平成14年12月 Y（簡略整理） 約17.7万冊
- ◎ 東京本館所蔵の洋図書（国内刊行） 約2.6万冊
- ◎ 昭和63年1月～平成12年12月 Y84（コミック） 約2.2万冊
- ◎ 組み合わせ資料 YU 約8,000件
- ◎ 昭和44年1月～平成12年12月 YP・YQ（大型） 約4,100冊

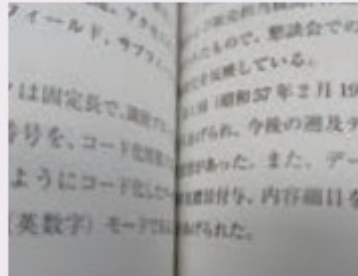
## 国立国会図書館の資料デジタル化（実施手順）

- ① 資料の選定・事前調査（リスト作成、状態確認、コマ数の計算）
- ② 資料の梱包・搬出（図書館外部の専門業者で作業するため）
- ③ 撮影前の検査（リスト確認、事前の調査）
- ④ 撮影（専用スキャナ、手作業でページめくり）
- ⑤ 品質検査、再撮影・目次データなどの作成
- ⑥ 資料の返却、画像データの納品（ハードディスク）
- ⑦ デジタル画像の検品（機械的チェック、サンプルの目視検査）
- ⑧ デジタル画像の登録
- ⑨ 国立国会図書館デジタルコレクションからの公開

※ 資料によっては、デジタル画像からのテキストデータ作成を実施  
（参考「国立国会図書館月報」733号 2022年5月号 p.6-16）

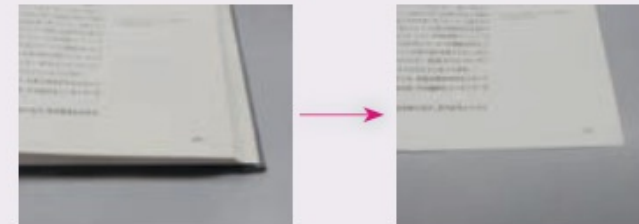
### 綴じ不良の資料

資料を開いても、ノド元の文字が隠れてしまい読めないような資料については、解体してから撮影します。資料を綴じるのに使われている素材や手法は様々なので、それぞれの綴じ方に応じた方法で解体を行います。



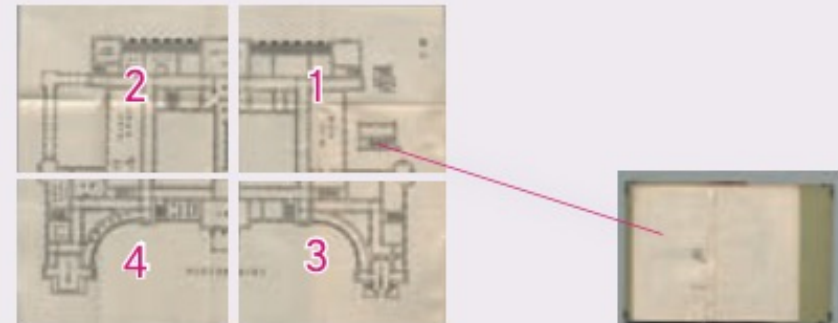
### 極厚資料

ぶ厚い資料はそのまま撮影すると、資料がゆがみやすくピントが合わなくなったり、資料の表紙付近と中央付近で余白の面積が大きく変わったりして、見づらいものになってしまいます。そのため極厚資料の場合は、背景紙と同じ色の間紙を挟み込み、小口を隠し立体感をなくして撮影することを許容しています。



### 折り込みページ

図版や正誤表などのページが折り込まれていることがあります。こういった折り込みページは、原資料の状態が分かるよう、折った状態のページを撮影した上で、広げた状態のページを撮影します。広げたページが大きく、資料本体と同じサイズで撮影できない場合は、少しずつ重なるように分割して撮影します。分割順序は資料本体のページ遷移方向に基づいてルール化しています。



(出典) 『国立国会図書館月報』 733号 (2022年5月) p.10  
([https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_12233022\\_po\\_geppo2205.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12233022_po_geppo2205.pdf?contentNo=1))

# 国立国会図書館の資料デジタル化の手引

デジタル化の仕様の共通化や技術の共有化、標準化によるデータ品質の向上のため、「デジタル化の手引」を作成、公開している。

国立国会図書館  
資料デジタル化の手引  
2017年版

<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/guide.html>

## 電子図書館サービスの現状

- ① 所蔵資料のデジタル化
- ② 電子出版物の制度的収集
- ③ デジタルアーカイブのポータル事業

## 納本制度の規定

| 事項    | 官庁納本<br>(第24条、第24条の2) | 民間納本<br>(第25条、第25条の2) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 納入の目的 | 国政審議（公用）、国際交換         | 文化的資産として後世に継承         |
| 納入部数  | 国 5～30部、地方 2～5部       | 1部（完全な最良版）            |
| 納入義務者 | 国の諸機関、地方公共団体等         | 発行者                   |
| 納入時期  | 発行後直ちに                | 発行後30日以内              |
| 納入の対価 | なし                    | 代償交付金（定価の半額）          |
| 罰則    | なし                    | 過料（定価の5倍以下）           |
| 運用実務  | 支部図書館が窓口（国の機関）        | 出版取次による一括代行           |

## 官庁出版物の納本 ①

(納入義務者)

### ① 国の諸機関等（第24条）

- ・ 国の諸機関
- ・ 独立行政法人
- ・ 特殊法人、認可法人のうち別表で掲げる日本銀行、日本年金機構など15の法人（国の出資比率と任命権で判断）

### ② 地方公共団体の諸機関等（第24条の2）

- ・ 地方公共団体の諸機関
- ・ 港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人
- ・ 特殊法人・認可法人のうち別表で掲げる日本下水道事業団など5法人

## 官庁出版物の納本 ②

(納入対象)

① 当該機関・法人が発行した出版物

図書、小冊子、逐次刊行物、楽譜、地図、印刷複製した文書・図画、レコード、映像音楽資料、パッケージ系電子出版物（映画フィルムは規定はあるが除外されている）

② 審議会・調査会等の答申・審議資料、民間調査研究機関に委託して作成した調査報告書

執務参考資料などの「内部資料」も対象になる。

機密扱いのもの（部内資料として作成された名簿類も含む）、簡易なもの（書式、ひな型、1枚もののチラシ、カレンダー等）は対象とならない。



## 官庁出版物の納本 ③

(納入対象つづき)

### ③ 当該機関・法人のために発行された出版物

- ・ 国の諸機関等が著者、編者又は翻訳者として内容に責任を有し、かつ必要部数の買入れをしたもの又は作成・発行について相当の費用負担をしたもの
- ・ 国の諸機関等が交付する補助金を受けて外部の調査研究機関等が発行した出版物のうち、国の諸機関等が必要部数の買入れをしたもの
- ・ 国の諸機関等が外部の調査研究機関等に委託して行った調査研究の報告書

## 官庁出版物の納本 ④

(納入部数)

- 国の諸機関（5～30）、独立行政法人5、国立大学法人及び大学共同利用機関法人5、国立国会図書館法別表第1に掲げる特殊法人及び認可法人5、
- 都道府県（政令指定都市を含む。）の諸機関5、市（政令指定都市を除き、特別区を含む。）の諸機関3、町村の諸機関2、国立国会図書館法第24条の2第2項に掲げる都道府県が設立した法人4、都道府県と市町村が共同で設立した法人4、国立国会図書館法第24条の2第2項に掲げる市町村が設立した法人2、国立国会図書館法別表第2に掲げる特殊法人及び認可法人4

## 官庁出版物の納本 ⑤

### (納入の目的)

- ① 政府活動に関する国政審議に役立てるため、
- ② 政府出版物を外国政府に送付し、相手国の政府出版物等との交換（国際交換）に用いる

### (納入の時期)

- ・ 発行後直ちに

### (実務)

- ・ 国の機関では、行政・司法各部門に設置されている支部図書館を窓口納入される。

## 民間出版物の納本 ①

### (納入義務者)

- ・ 発行者（出版社、新聞社、レコード会社、映像資料発行社など販売を目的とした出版者だけでなく、学術団体、調査研究機関、企業・団体等の出版者も含む）

### (納入対象)

- ・ 自らが発行した出版物の最良版の完全なもの
- ・ 出版物は、頒布を目的として相当部数作成された資料で、図書、雑誌・新聞、地図、楽譜、レコード、マイクロ資料、点字資料、ビデオ、CD、DVDなどの電子出版物を含む
- ・ 機密扱いのもの（広く公開することに支障のあるもの）、簡易なもの（申込書、1枚もののチラシ、手帳、カレンダー等）を除く

## 民間出版物の納本 ②

### (納入の目的)

- ・ 国民共有の文化的資産として、広く利用に供し、永く後世に伝える

### (納入部数)

- ・ 1部

### (納入の時期)

- ・ 発行の日から30日以内

### (対価)

- ・ 納本した出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額（通常、小売価格の5割＋送料）を代償金として交付する

## 民間出版物の納本 ③

### (罰則)

- ・ 発行者が正当な理由なく納入しなかったときは、その出版物の小売価格の5倍に相当する金額以下の過料に処せられる

### (実務)

- ・ 出版取次（日販、トーハン）、教科書協会による納入事務の一括代行

## 電子出版物（無体物）の制度収集

### ① インターネット資料（第25条の3）

国・自治体などのウェブサイトの収集

2010年4月～ （許諾による事業は、2002年～）

### ② オンライン資料（第25条の3）

民間の電子書籍・電子雑誌

無償のもの 2012年～

有償、DRMのあるもの 2023年～

※ その他の電子情報資源は、制度収集の対象外

民間のウェブサイト、SNS、音楽、動画、ゲーム等

## インターネット資料（Webサイト）の制度収集 ①

- ・ 2002年から許諾による事業を開始、2010年4月から法律に基づく事業として実施（第25条の2、著作権法第43条）

（収集の対象）

- ・ 24条、24条の2に定める機関（国、地方公共団体）

（収集頻度）

- ・ 国の機関：毎月
- ・ その他（地方公共団体、地方公社、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人）：四半期ごと

（収集の方法）

- ・ クローラと呼ばれる自動収集プログラムで複製、サイト単位、著作物単位でデータを整理、保存する。
- ・ 動的コンテンツ（データベース等）、ストリーミングなどは収集できない



## インターネット資料（Webサイト）の制度収集 ②

### （差分収集）

- ・ ストレージの節約のため、前回と同じファイルは重複複製しない。既収集ファイルと再構成して復元、表示する。

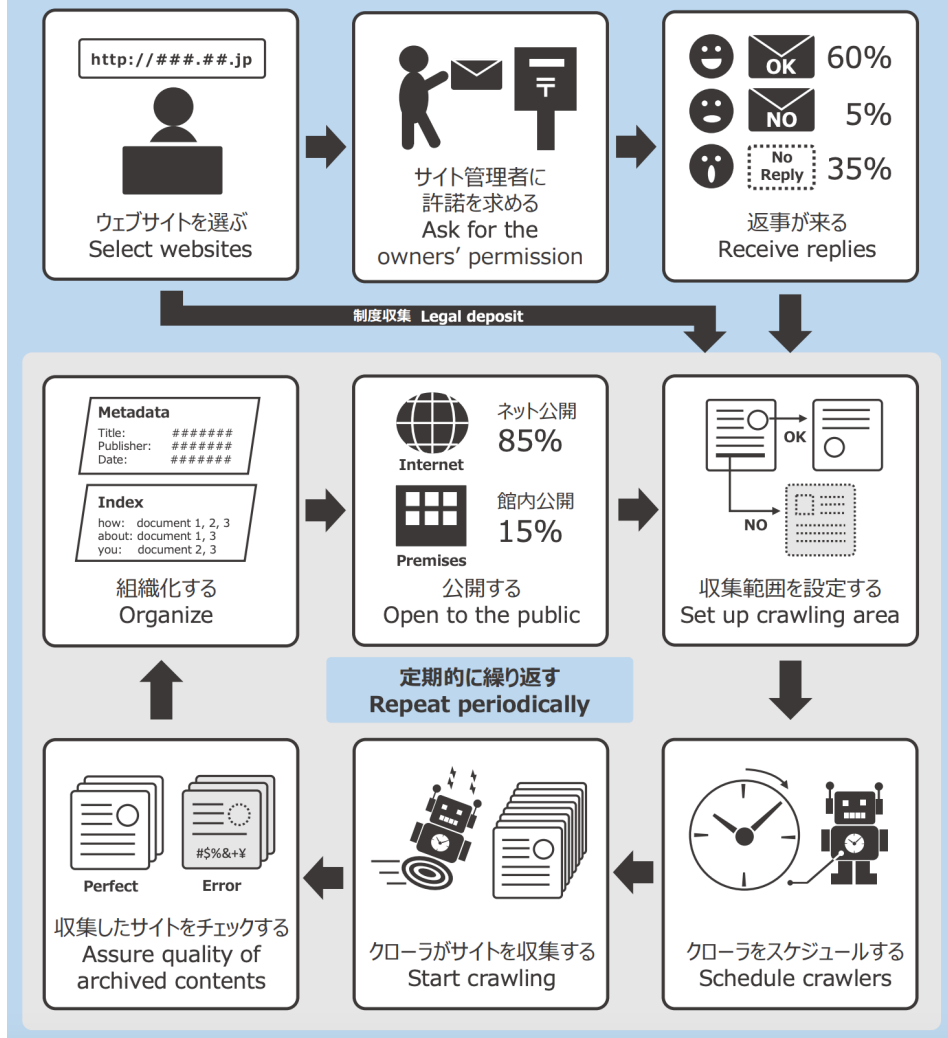
### （収集データの公開）

- ・ 許諾が得られたものは、インターネット公開。許諾のないものは、館内閲覧

### （許諾によるもの）

- ・ 公益法人、私立大学、政党、民間企業等
- ・ 国際的/文化的イベント等記録性の高いもの
- ・ 東日本大震災に関するウェブサイト、災害記録

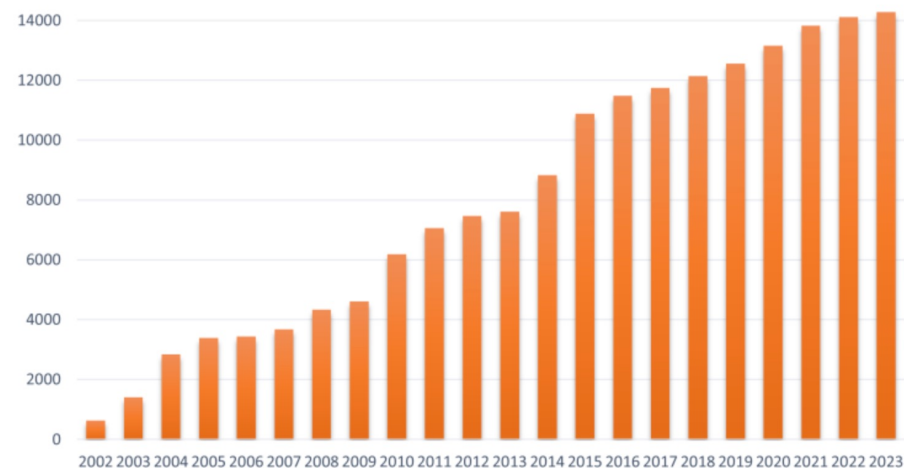
# ウェブアーカイブの流れ The Workflow of Web Archiving



データ量 (TB) (Data size)



タイトル数 (Number of targets)



出典：国立国会図書館インターネット保存公開事業

(<https://warp.da.ndl.go.jp/contents/recommend/mechanism/index.html>)

## オンライン資料（電子書籍、電子雑誌）の制度収集 ①

### （経緯）

- ・ 2013年7月から無償かつDRMなし資料の制度収集を開始、2023年1月から有償またはDRMありの資料の収集を開始（第25条の4）

### （納入義務者）

- ・ オンライン資料をインターネット等により広く公衆に利用可能とし、送信した私人（国、地方公共団体等は含まない）

### （対象資料）

- ・ 特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されたもの
- ・ 特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で作成されたもの

## オンライン資料（電子書籍、電子雑誌）の制度収集 ②

(対象から除外するもの)

- ① 機密扱いのもの
- ② 書式、ひな型その他簡易なもの
- ③ 内容に増減・変更がないもの
- ④ 申込み・承諾等の事務が目的であるもの
- ⑤ 収集済みの紙の図書・雑誌と同一版面である旨の申出があり、当館が確認したもの
- ⑥ 長期利用目的でかつ消去されないもの（J-Stage、大学の機関リポジトリ等に収録されている資料）
- ⑦ 技術的に収集が困難なもの
- ⑧ 当館が収集したインターネット資料に含まれるオンライン資料

## オンライン資料（電子書籍、電子雑誌）の制度収集 ③

（納入方法）

①自動収集、②送信、③送付（DRMを付していないもの）

（収集データの公開）

- ・ 許諾が得られたものは、インターネット公開。許諾のないものは、館内閲覧

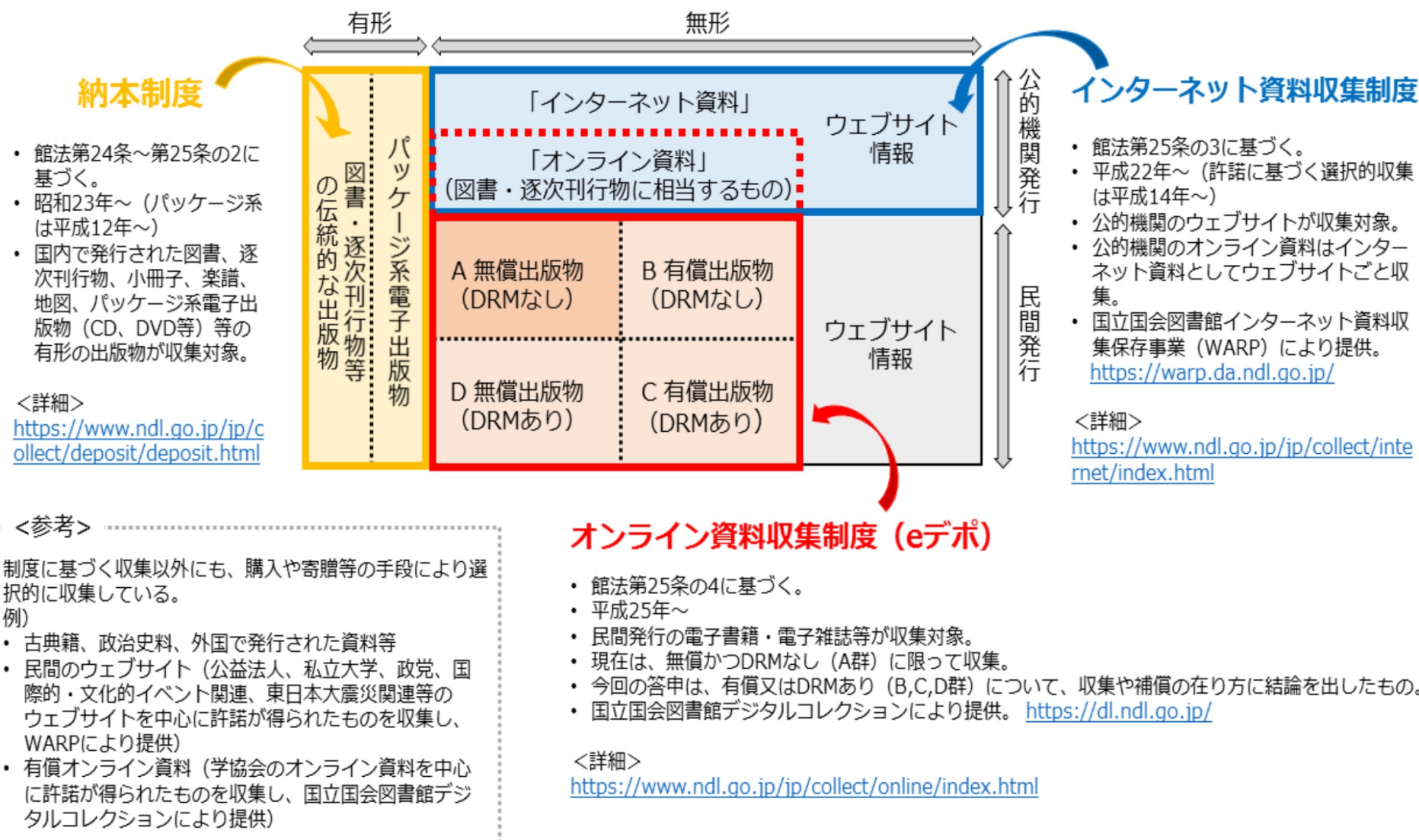
（納入義務対象外の資料）

- ・ 法施行日以前の資料は、出版者に限定して寄贈を受ける

## 電子出版物の制度収集の経緯

- 1997年 1月 「納本制度調査会」設置、制度のあり方について検討開始  
(1999年11月答申)
- 2000年10月 「パッケージ系電子出版物」の制度収集開始  
館法24条改正 (図の黄色の範囲)
- 2010年 4月 「ネットワーク系電子出版物」の制度収集開始  
館法25条の3改正 (図の青色の範囲)
- 2013年 7月 「オンライン資料」(無償で提供され、かつDRM(技術的  
保護手段)を講じていないもの)の制度収集開始  
館法25条の4改正 (図の赤色のA)
- 2023年 5月 「オンライン資料」(有償頒布またはDRMが講じられてい  
るもの「有償オンライン資料」)の制度収集開始  
館法附則等改正 (図の赤色のBCD)

## (参考) 電子出版物の制度収集の概念図



(出典：国立国会図書館第37回納本制度審議会配布資料令和4年11月25日より引用)

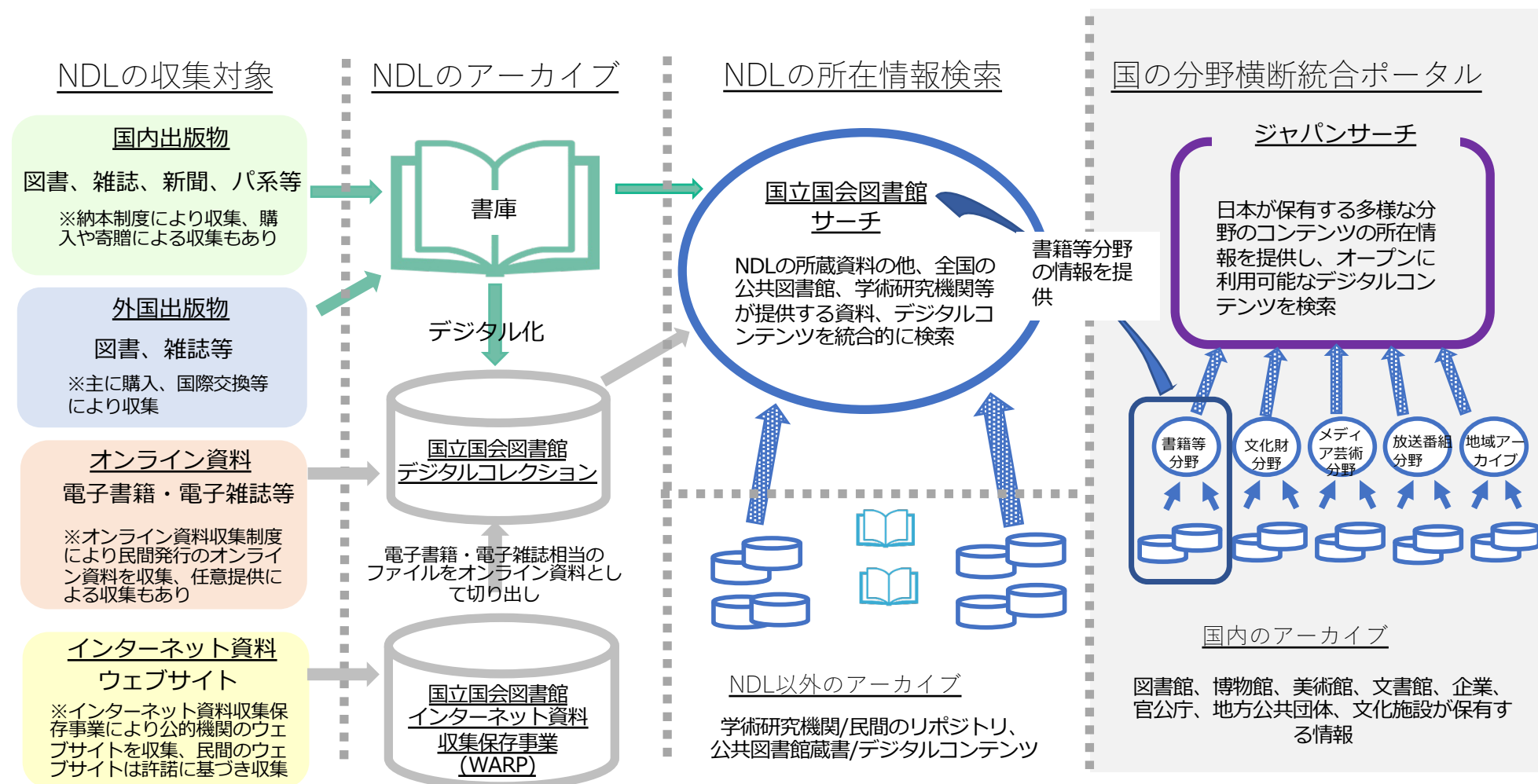
[https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/37noushin\\_shiryo.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/37noushin_shiryo.pdf)

## 電子図書館サービスの現状

- ① 所蔵資料のデジタル化
- ② 電子出版物の制度的収集
- ③ デジタルアーカイブのポータル事業



# 現在の国立国会図書館のサービスイメージ（全体像）



(出典：令和2年度第3回納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会配布資料参考資料3令和2年11月16日から引用、一部改変) [https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/r2\\_3\\_syoiinkai\\_siryo.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/r2_3_syoiinkai_siryo.pdf)

# ジャパンサーチ（国の分野横断統合ポータル）①

## ① 前史

- ◎ 「電子図書館中期計画」（2004年）で、他の類縁機関の情報を含めた、日本の情報資源をカバーするポータルサイトを計画
- ◎ 2007年PORTA（デジタルアーカイブポータル）の提供開始、その後、総合目録事業、障害者へのサービス提供機能を追加し、「NDLサーチ」として公開、運用
- ◎ 2010年長尾館長が総合科学技術会議で「知識インフラ」を提唱。「国のデジタル情報基盤構築」（ナショナル・アーカイブ構想）」が知財計画等に登場する。（学術情報中心か、文化・芸術コンテンツ重視かの違いはある）
- ◎ 欧州のEuropeana（2008年～）、米国のDPLA（Digital Public library of America、2013年～）など、図書館の枠組みを超え、美術館や文書館、芸術団体などの文化機関が参加した「デジタル情報の利活用プラットフォーム」が発展した

## ジャパンサーチ（国の分野横断統合ポータル）②

### ② 「NDLサーチ」から「ジャパンサーチ」へ

- ◎ 2015年の知的財産推進計画で、「分野横断的統合ポータル」整備が目標に掲げられ、関係府省による連絡会と実務者協議会が設置される。
- ◎ 2016年の計画で、NDLサーチとは別に国の統合ポータルとして「ジャパンサーチ（仮称）」を構築する方向性が固まり、NDLサーチは各分野に置かれる「つなぎ役」の一つとして、図書館分野を担当する統合ポータルとしての棲み分けがなされた。
- ◎ 「ジャパンサーチ」は、国のデジタル情報基盤と位置付けられ、知財推進事務局を中心に関係府省と有識者で組織される「デジタルアーカイブジャパン推進委員会」が方針を策定、国立国会図書館はシステムの開発・運用、連絡調整の実務を担当することとなった。
- ◎ 「つなぎ役」は、Europeanaのアグリゲータ、DPLAのハブに相当する役割で、分野・地域の単位でメタデータの集約・提供を担当する。メタデータの標準化、用語の統制、参加機関の支援などを担う。

## ジャパンサーチ（国の分野横断統合ポータル）③

### ③ 「ジャパンサーチ」の概要

- ◎ 2019年2月試験版、2020年8月正式版を公開
- ◎ 対象とする機関は、有形・無形のコンテンツを保有する機関全般で、博物館・美術館・文書館・図書館などの文化機関、大学・研究機関、企業、市民団体、国・地方公共団体が想定されている。
- ◎ 「つなぎ役」として、国立国会図書館のほか、文化庁、国立文化財機構、国立美術館、国立公文書館、日本放送協会、日本写真保存センター、東京都歴史文化財団などが想定されている。
- ◎ 2025年1月現在、連携機関160、連携データベース268、メタデータ3,135万件、二次利用条件が明記される（CC権利区分等）
- ◎ メタデータは、そのままの形式で収録（連携フォーマット）、共通形式に変換（利活用フォーマット）、共通項目（タイトル、年代、作者、提供者、URL等）を分野横断検索に用いる二本立てで保有する。
- ◎ 推進委員会が策定した「戦略方針2021-2025」「アクションプラン」に沿って、「デジタルアーカイブを日常にする」活動を展開。

## ジャパンサーチ（国の分野横断統合ポータル）④

### ④ 「NDLサーチ」

- ◎ 2024年1月以降、国立国会図書館の保有する情報提供（資料検索、デジタルコンテンツの提供、リサーチナビ等のレファレンス情報）の統合的インターフェイス機能を果たす。
- ◎ デジタル基盤の連携機能としては、公共図書館・大学図書館のデジタルアーカイブとの網羅的な連携を目指す。図書館・書籍等分野の「つなぎ役」として、連携データの一部をジャパンサーチに提供する。
- ◎ 全国の図書館の所蔵検索機能としては、都道府県域単位の総合目録との連携を基本とする。また、新刊情報等の出版情報と連携する。
- ◎ 全国書誌データの提供機能を含め、収集したメタデータのAPI提供、ダウンロード提供を担う。搭載メタデータは約1.3億件、連携データベース119（内訳NDL13、学術情報機関5、公共図書館・地方公共団体43、大学図書館21、専門図書館18、博物館3、その他16）



## 国立国会図書館サーチとは

国立国会図書館サーチでは、国立国会図書館の所蔵資料やデジタル資料を検索したり、閲覧やコピーを申し込んだり、様々なサービスが利用できます。  
また、国立国会図書館とデータ連携している全国の図書館の所蔵資料を検索できます。

### 国立国会図書館の所蔵資料等



国立国会図書館の所蔵資料と国立国会図書館で利用可能なデジタル資料、契約電子ジャーナル等を対象に検索を行います。

#### 🔍 検索できる資料

- 国立国会図書館の所蔵資料（紙資料、記録メディア、マイクロ資料等）
- 国立国会図書館のデジタル資料（公開範囲が館内限定のものも含む）
- 国立国会図書館契約の電子ジャーナル等

### 全国の図書館の所蔵



データ連携をしている全国の図書館の所蔵資料、デジタル資料を検索することができます。

#### 🔍 検索できる図書館

- 都道府県立図書館と政令指定都市立図書館（デジタルアーカイブを含む）
- 専門図書館（デジタルアーカイブを含む）
- 学術情報機関（デジタルアーカイブを含む）
- 紙の本や電子書籍の出版情報

詳しくは [連携データベース一覧](#) をご覧ください。

### インターネットで読める資料



国立国会図書館や全国の図書館の所蔵資料等にはインターネットで読むことができるデジタル資料があります。

#### 🔍 検索できる資料

- 国立国会図書館で利用可能なデジタル資料のうちインターネットで閲覧可能なもの（利用者登録が必要な資料も含む）
- データ連携している全国の図書館のデジタル資料のうちインターネットで閲覧可能なもの
- J-STAGE・IRDB・CiNii Researchの論文のうちインターネットで閲覧可能なもの

### インターネットで資料を読む



● インターネットで見られるのタグがついている資料は、デジタル資料をインターネットで読むことができます（利用者登録が必要な場合があります）。

- [インターネットで読める資料とは](#)
- [登録により閲覧できる資料について](#)

### 資料のコピーを入手する



● 国立国会図書館のタグがついている資料の一部は、国立国会図書館に来館せずにコピーを入手できます（遠隔複写・有料）。利用には、国立国会図書館の利用者登録が必要です。

- [遠隔複写とは（郵送受取/ダウンロード）](#)
- [遠隔複写できる範囲について](#)

● 全国の図書館のタグがついている資料の利用方法は、ご自身が利用されるお近くの図書館へご相談ください。

- [国立国会図書館サーチで探せる資料](#)

### 図書館で資料を読む



● 国立国会図書館のタグがついている資料の一部は、国立国会図書館に来館して、現物を閲覧することができます。

- [国立国会図書館の資料を利用するには](#)

● 全国の図書館のタグが付いている資料の利用方法は、ご自身が利用されるお近くの図書館へご相談ください。

- [国立国会図書館サーチで探せる資料](#)

## (参考) インターネット提供サービスの変遷

(OPAC・資料利用申込)

2000/3  
WebOPAC

2002/3  
NDLOPAC

2018/1  
NDLオンライン

(総合目録)

1998/1  
総合目録NW事業

2004/12  
一般公開

2012/1  
NDLサーチに統合

2024/1  
NDLオンラインとNDLサーチ統合

(デジタルアーカイブポータル)

2007/10  
PORTA公開

(障害者用資料検索)

2024/1  
障害者用資料検索みなサーチ正式公開

2012/1  
NDLサーチ公開

(デジタルコンテンツ利用)

2002/10  
近代デジタルライブラリー公開

2012/5  
近代デジタルライブラリーを統合

1999/3  
貴重書画像DB公開

2014/1  
デジタルコレクションに改名

2011/4  
デジタル化資料公開

2020/8  
ジャパンサーチ正式公開

## 障害者サービスの取り組み

|          |                                                               |
|----------|---------------------------------------------------------------|
| 1975年    | 「学術文献録音図書」の製作開始                                               |
| 1980年    | 「点字図書・録音図書全国総合目録」編纂開始（1986年DB化、2003年公開）                       |
| 2002年    | 学術文献録音図書の音声DAISY製作開始                                          |
| 2011年7月  | 関係団体との協議を経て「障害者等サービス実施計画」策定                                   |
| 2011年10月 | サピエ図書館に音声DAISYの書誌データの提供開始                                     |
| 2012年1月  | 総合目録のNDLサーチ統合、サピエ図書館との統合検索実現                                  |
| 2013年8月  | 公共図書館等の作成データの収集開始（2016年3月大学図書館に拡大）                            |
| 2014年1月  | NDLサーチから登録利用者へのデータ提供開始（2015年8月サピエ経由も可）                        |
| 2015年3月  | 日本点字図書館と図書共同校正システムの運用開始                                       |
| 2016年4月  | 視覚障害者等登録利用の登録手続の運用改善（非来館による受付が可能に）                            |
| 2018年4月  | 東京本館に障害者閲覧室を設置                                                |
| 2019年6月  | 「読書バリアフリー法」成立                                                 |
| 2019年11月 | マラケシュ条約に基づく読書困難者のための書誌データ国際交換サービス開始                           |
| 2021年4月  | 学術文献テキストデータの図書館等（データ提供承認館）からの製作受付開始                           |
| 2022年3月  | 「読書バリアフリー法」基本計画に基づき、国立国会図書館の担当部分である「電子図書館アクセシビリティ対応ガイドライン」を策定 |
| 2023年3月  | デジタル化資料から作成したテキストデータの提供開始                                     |
| 2024年1月  | 「みなサーチ」正式版公開                                                  |



(利用登録ができる方)

- ・ 視覚に障害がある方、ディスレクシアの方、上肢に障害がある方

(検索機能)

- ・ 詳細検索（資料形態、校正の有無、ダウンロード可否など）
- ・ 全文検索（表示件数、表示順、表示形式などを指定）
- ・ ジャンル・サービス・機能別検索など

(2025年3月現在の参加館数)

- ・ 送信承認館386、データ提供館160

(2025年3月現在のデータ提供件数)

- ・ DAISY資料（音声 346,256 マルチメディア1,953 テキスト17,905）
- ・ 録音資料（オーディオブック9,702 れきおん48,732 カセット203,466）
- ・ 点字資料（データ289,965 冊子140,342 英語略字あり4,766）
- ・ テキストデータ資料（プレーン3,281,776 読み上げ対応電子書籍31,239  
音声付き電子書籍3 電子書籍EPUB226 透明テキスト付きPDF3,406）
- ・ 映像資料1,674 大活字本20,578 布の絵本・さわる絵本187

※ 『国立国会図書館月報』 758号（2024年6月） p.8-19 参照

# 電子書籍のアクセシビリティの動向

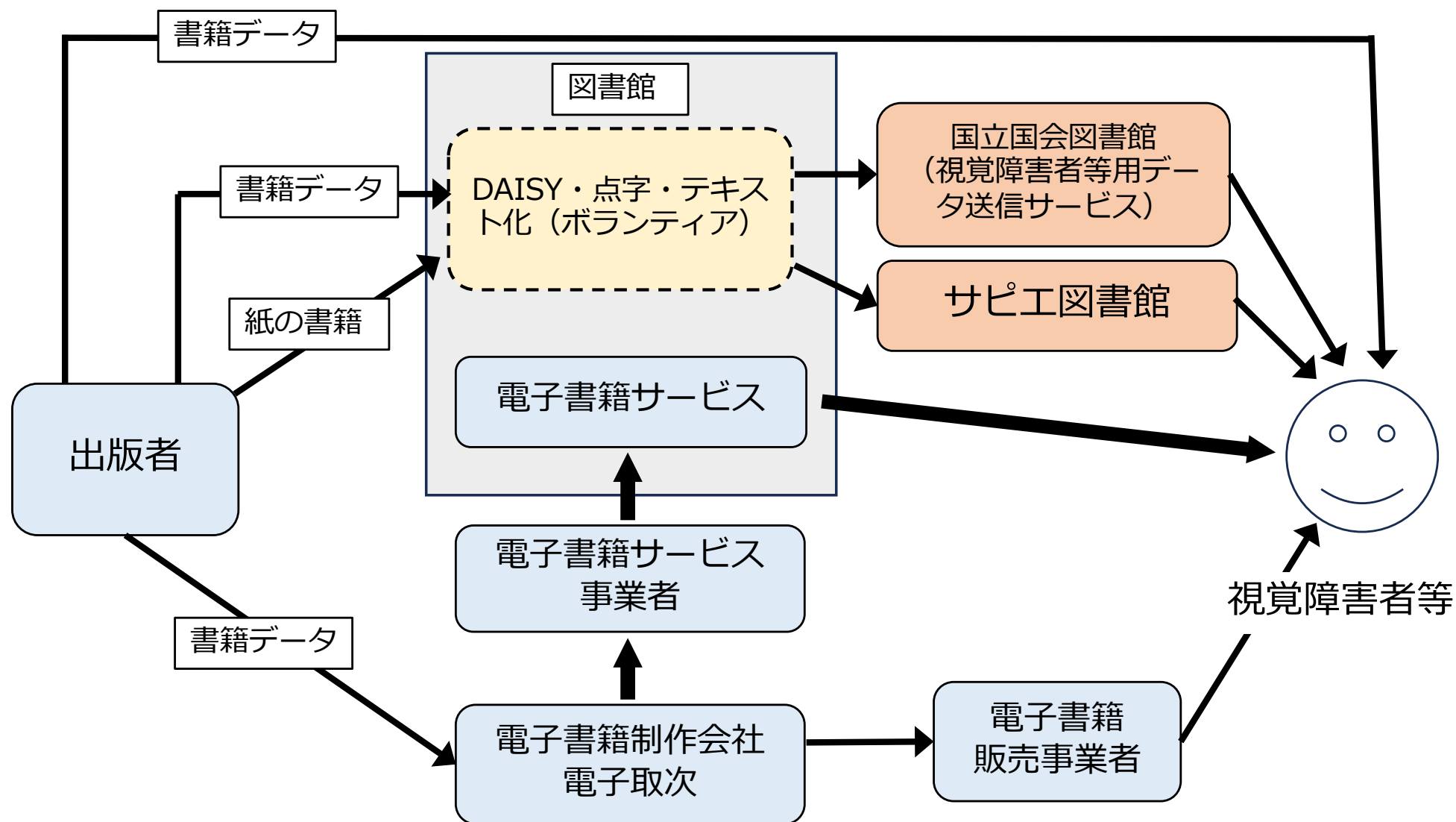
## 「読書バリアフリー法」（2019年）

- ◎ 国による常設の会議体で調査研究や検討を進めることを規定  
（構成）関係府省、国立国会図書館、公立図書館、点字図書館、  
電子書籍製作者、出版者、視覚障害者等

## 2023年までの成果

- ・「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」の策定
- ・「電子書籍販売サイトのアクセシブル・ガイドブック」の公表
- ・「アクセシブルブックス・サポートセンター（ABSC）」の設立
- ・「読書バリアフリー資料メタデータ共有システム」の構築
- ・「電子書籍フォーマットのアクセシビリティ基準」のJIS規格化

# アクセシブルな電子書籍等が視覚障害者等に届くまでのルート



(出典) 植村八潮ほか『電子図書館・電子書籍サービス2023』 樹村房 図表2-12  
p.63 を一部改変

## 今後の課題

（ある程度達成されつつあること）

- ① 2000年までの和図書を中心としたデジタル化（全文検索用テキストデータの整備を含む）と利活用拡大
- ② 電子書籍・電子雑誌の保存の枠組み
- ③ 国（自治体）のウェブサイトの保存
- ④ 図書館以外の情報資源を包括したデジタル情報基盤の整備
- ⑤ 視覚障害者用のアクセシブルな情報資源の拡大

（課題が残されており、今後の対応が必要なこと）

- ① 21世紀の出版物の電子的な利用を確保するための方策
- ② 書籍・雑誌以外の電子コンテンツ（音楽、映像など）の保存
- ③ 民間のウェブサイト、ブログ・SNS等の保存
- ④ デジタル情報の長期保存（利用可能性の確保）
- ⑤ デジタル情報基盤の持続可能性（閉鎖アーカイブ、運用コスト）

## 公共図書館と国立国会図書館の連携

1. デジタル送信拡大の影響
2. 国立国会図書館未収集資料の送信利用
3. 地域情報の共有手段としてのデジタルアーカイブ
4. 行政情報の統合的な把握
5. 書誌情報の利活用
6. 仮想的な「国の蔵書」を考える

## 1. デジタル送信拡大の影響について ①

### ① 送信拡大の概要（とりあえず「和図書」に限定して）

- ・ 1968年刊行まで（85/90万点）⇒ 2000年刊行（150/300万？）
- ・ 刊行年が新しいほど「入手困難率」が低くなることが想定される
- ・ 「図書館」1400館＋「登録利用者」約65万人（2024.12）急増中
- ・ 全文検索の効用（普及のための取組をどう進めるか？ 事例の蓄積）

### ② 送信の不安定さ

- ・ 復刊、電子書籍化による「事後除外」の申請は、いつでも可能
- ・ 著作者の申出要件は、流通の有無以外の事由でも可能

### ③ 公共図書館からみた懸念点

- ・ 古い資料の除籍を加速させないために  
（保管スペースの確保、除籍方法の再考：貸出頻度以外の要素）
- ・ バックアップ機能（協力用コレクション、共同保存事業等）の確保  
（特に都道府県立図書館の役割にどのような影響が生じるか注視）

## 1. デジタル送信拡大の影響について ②

- ④ 公共図書館（学校図書館）の情報資源を拡張する手段として
  - 書籍のネットワーク構造に着目する
    - ⇒ 目の前の1冊の本からの展開：テーマ、著者、国・地域性 etc
  - NDLの資料の多様性に着目する
    - ⇒ 専門書、簡略整理資料、時系列の拡がり
  - 「蔵書の拡張」を具体化する手法
    - ※ デジタル資源を実空間で実践する（デジタル資源カードの活用等）  
（「特集：デジタル資源による図書館DX」『LRG』第49号 2024年秋号）
  - 「図書館キュレーション」の可能性
    - ※ 特定のテーマに沿って情報を編集、新たな意味や価値を付与する  
（根本彰「公立図書館を考える」三多摩図書館研究所 2024 p.32-33）

国立国会図書館が、過去の出版物の利用可能性を高め、さまざまな図書館活動の下支えする

- 全文検索機能による過去の知の掘り起こし
- 目の前の蔵書が過去の膨大な文献とつながることを具現化する

## (参考) 電子書籍と公共図書館

### ① 「紙と電子のハイブリッド状況」を前提に

- 図書館の対象とする情報資源が、物理的な出版物と電子的な情報資源に二分される状況は、出版状況を考えても、当分続く。
- 本とデジタル情報は基本的なメディア特性が異なるため、目的によって、両者の選択や組み合わせが重要となる。（相補性）
- 学術情報、生活情報、趣味・娯楽情報の電子シフトは加速化する。
- 公共図書館は利用者の幅広いニーズに応えるため、紙の本を蔵書として維持することが引き続き求められる。

### ② 「多くの課題」が残っている

- 電子書籍と公共図書館サービスの適合性を高められるか？  
費用負担と受益者の構造、割高なコスト、「公共性」の再構築
- 出版産業や出版流通市場の変化が、どのように影響するか？
- 2000年前後の境（NDLのデジタル化と商用サービスの分界点？）



## 2. 国立国会図書館未収集資料の送信利用 ①

☆ 国立国会図書館未所蔵の入手困難資料について、公共図書館・大学図書館がデジタル化した場合、データを国立国会図書館に提供し、データを保存するとともに図書館・登録利用者への送信サービスに利用する。

(制度的前提)

- 図書館等がデジタル化した資料が、入手困難資料に該当する場合、これを国立国会図書館に提供し、同館が送信することが可能（平成29年文化審議会著作権分科会報告 p.125）
- 個人送信にかかる国立国会図書館と関係者協議の合意では、国民のアクセスを確保する観点から、積極的に提供することが望ましいとされた。

(要件)

- ① 国立国会図書館の所蔵がないこと（収集方針による確認）
- ② 市場入手困難であること
- ③ インターネット公開されていないこと（公開資料はWARP、e-depoの対象）

## 2. 国立国会図書館未収集資料の送信利用 ②

### (実績)

- 東京大学附属図書館 図書 11
- 五所川原市立図書館 新聞 254 (戦前の地方新聞, 『西北新報』 『青森民友』)
- 府中市立図書館 図書 51 (府中市刊行資料)
- 岡山県立図書館 雑誌 1,796  
(明治～1950年代の郷土資料・地方雑誌、会報・会誌)
- 上田市立上田図書館 雑誌 129 (明治年間の郷土資料『上田郷友会月報』)

### (課題)

- 図書館での資料デジタル化のハードル (予算、権利、技術)
- NDLがまとめてできないのか (予算措置のほか、著作権法上の問題)

### (方向性)

- 地域・郷土資料 (地方行政資料を含む) のデジタル化の枠組みと連動
- デジタルアーカイブ化促進の枠組みでの国の支援策

☆ 公共図書館が保有する「国立国会図書館の未収資料」は、6で考察する

### 3. 地域情報の共有手段としてのデジタルアーカイブ ①

#### (デジタルアーカイブの必要性)

- 地域の出版物や行政資料を収集するだけでなく、社会が生み出している「地域の記録」を収集し、次世代に継承する役割は、公共図書館の重要な機能である。
- デジタル記録では、図書館が主体的に行動し、記録に関わる個人・団体、類縁機関と連携して、収集や保存活動を強化する必要がある。
- 地域固有の情報資源を広く共有するため、各図書館が、情報資源をデジタルアーカイブとして蓄積・発信する機能を持つことが不可避となる。
- 公共図書館が、地域の情報拠点として、情報資源を発信することで、社会全体で共有することができる。

#### (国立国会図書館との関係)

- 国立国会図書館はプラットフォームの運営者、調整者としての役割を果たす必要がある。
- 同時にアーカイブを構成する一員としては、各公共図書館と横並びの関係で、共通の課題に取り組むことが必要である。

### 3. 地域情報の共有手段としてのデジタルアーカイブ ②

(デジタルアーカイブの構築支援のために)

- ・ 公共図書館の現状を踏まえ、国レベルでの支援策が必要（ジャパンサーチ事業との連携を視野に）
- ・ 自治体の場合、図書館とデジタルアーカイブ担当部門の関係が重要
- ・ クラウド型サービスのTRC-ADEACは、公共図書館のデジタルアーカイブ支援に特化し、普及拡大に寄与している。NDLサーチ、ジャパンサーチとの連携ももセットされているので有力な選択肢ではある。
- ・ 一方、自前での構築ができるように多様な選択肢が用意される必要もある。デジタルアーカイブの普及拡大には、予算面、技術面での課題、人材育成やノウハウの共有も課題となる。
- ・ 国立国会図書館は、技術研修などの面から関与する。優良事例の共有も有効。

(参考)

- ・ 第一歩として、OPACからの地域資料の書籍を抽出し、雑誌新聞記事DBとあわせて、地域情報のツールを構築、発信する（根本彰 前掲書 p 31-32）

## 4. 行政情報の統合的な把握 ①

### (WARPの現状)

- ・ 国立国会図書館では、2010年（実験事業は2002年）から、全国の自治体サイトを年4回定期的に収集している（複製は著作権法に根拠規定を置くが、公衆送信は許諾による）
- ・ ウェブサイト上のコンテンツの更新頻度は早く、長期利用の観点で、WARPの有用性は高い。行政府省では、過去の情報をWARPに誘導する事例が定着している。現用サイトとの誤認利用を防止するため、Google等の検索対象から外しており、利用者に対する周知が広がらない状況にある。

### (行政資料の電子化と制度的収集)

- ・ 近年、官庁出版物のデジタル化が進行し、紙媒体では出版されないものが多数となっている。従来から市町村の刊行物は納入率が低く、紙媒体からデジタルコンテンツへの切り替えで、全貌が把握しづらい状況になっている。
- ・ 電子情報の制度的収集では、国・自治体の場合は、サイト単位での収集（インターネット資料の収集）を基本として、対応できない場合に限定して、個々のファイルの送信、送付等の手段を用いた収集を行うこととしている。

## 4. 行政情報の統合的な把握 ②

(WARPからのファイル切り出し)

- WARPでは、サイト単位の収集データから、個別の刊行物に相当するファイル（市報の1号分など）を切り出して、個別にメタデータを付与し、オンライン出版物として格納する作業を実施しているが、目視作業のため、一部に限定される。
- サイト単位の収集データに紐づいた個々のコンテンツのファイルは、WARPの全文検索によって把握することはできるが、オンライン出版物として登録された個別のファイルのように、一覧できない。（将来は、AIを活用した切り出しやメタデータ付与の自動化の可能性はあるが、現状では難しい。）

(自治体広報誌の事例)

- 市立図書館が自治体広報誌について、紙の時代を含めてデジタルアーカイブ化している場合もある。この場合、図書館サイトはWARPの収集対象となるが、個々のコンテンツは収集対象外となる。
- NDLで個々のデータが網羅的に格納されていれば、DOI識別子が付与されるので、二重にアーカイブ化する必要はなくなる。自治体や図書館と連携することで、最小限の負担で、デジタルコンテンツとして、全体を統合的に把握する仕組みが構築できないだろうか。

## 4. 行政情報の統合的な把握 ③

(自治体での取組事例)

- 神奈川県立図書館が、2015年8月から運用する「神奈川県行政情報アーカイブ」は、神奈川県がウェブサイトで公表している行政資料（統計書、年報）、統計資料などの電子ファイルを登録する「機関リポジトリ」機能を持つ。県の各部署は、電子ファイルを県政情報センターに送付し、同センターが県立図書館に送付、メタデータを付与して登録する形になっている。
- 静岡県立中央図書館は、県内自治体がウェブサイトにアップロードしたオンライン資料の電子ファイル（PDF）を自動収集するクロールシステムを2022年5月に開発、運用を開始している。

(竹田芳則「CA2049-動向レビュー：自治体発行オンライン資料の収集：近年の公立図書館の取組を中心に」2023年9月20日)

## (参考) 市報の電子版の収集 ①

- 国立国会図書館デジタルコレクション 「電子書籍・電子雑誌」 東京都一市町村 (693件)  
「市報むさしむらやま」 309件、「西東京市議会だより」 90件 (WARPから切り出し)

小平市  
Kodaira city, Tokyo

サイトマップ  
文字サイズ・色合い  
音声読み上げ  
やさしい日本語  
foreign language

くらし・手続き・税  
子ども・教育  
健康・福祉  
文化・スポーツ・市民活動  
ごみ・環境  
施設案内  
市政情報

トップ > 市報こだいら

### 市報こだいら

検索したい文言を入力してください

印刷する

施設検索  
資料検索  
申請書ダウンロード

バックナンバー

|       |
|-------|
| 2022年 |
| 2021年 |
| 2020年 |
| 2019年 |
| 2018年 |
| 2017年 |
| 2016年 |
| 2015年 |
| 2014年 |
| 2013年 |
| 2012年 |
| 2011年 |
| 2010年 |

2023年

2023年11月5日号 目次  
2023年10月20日号 目次  
2023年10月1日号 目次

### 目次

#### 1面

- 小平市LINE公式アカウントの機能がリニューアル

2023年11月5日号 1面 抜粋記事

2023年11月5日号 1面 (PDF 727.1KB)

#### 2面

- 令和6年4月採用 市職員募集
- 令和6年4月採用 会計年度任用職員 (専門職) 募集
- 11月9日 (木曜) ~15日 (水曜) 秋の火災予防運動
- 審議会などの日程
- Jアラート全国瞬時警報システムの試験放送
- 災害時の断水に備えましょう
- 感震ブレーカーを配布
- 特殊詐欺被害防止 自動通話録音機を無料で貸し出し
- 親族後見人等連絡会
- 都営住宅 地元割当入居者を募集
- キャッシュカードで市税の口座振替登録ができます

2023年11月5日号 2面 抜粋記事

2023年11月5日号 2面 (PDF 303.6KB)

#### 3面

- 令和5年度 成人歯科健診
- 受け忘れに注意を 生活習慣病の予防・早期発見に 健康診査の受診を
- 国民健康保険
- 献血にご協力を
- 国民年金
- 認知症家族支援会
- 認知症サポーター養成講座
- 健康づくり講演会
- 公立昭和病院 市民公開講座
- 乳幼児の教室・相談などの日程
- 成人健康教室・相談などの日程
- 休日応急診療・準夜応急診療 (内科・小児科)
- 休日歯科応急診療医 (診療時間: 午前9時~午後5時)

(出典) WARP 小平市 (保存日:2023/11/15)

<https://warp.da.ndl.go.jp/search/archivesearch/WE01-Search.do>



## (参考) 市報の電子版の収集 ②

検索結果

【検索条件】  
(コレクション種別 = すべて) AND (タイトル、編者、公開者(出版者)、起点URL = 立川市)

絞込／再検索

メタデータの検索結果 2件

全文の検索結果 28523638件

◀ ◻ 1 ▶▶

立川市

立川市 (東京都) コレクション: 市町村  
https://www.city.tachikawa.lg.jp/

[保存日: 2010/08/03 - 2024/02/05] ▲ 保存日のリストを閉じる

立川市 [保存日: 2024/02/05] [館内限定公開]

立川市 [保存日: 2023/11/06] [館内限定公開]

立川市 [保存日: 2023/08/07] [館内限定公開]

立川市 [保存日: 2023/05/09] [館内限定公開]

立川市 [保存日: 2023/02/06] [館内限定公開]

立川市 [保存日: 2022/11/06] [館内限定公開]

立川市 [保存日: 2022/08/06] [館内限定公開]

立川市 [保存日: 2022/05/08] [館内限定公開]

立川市 [保存日: 2022/02/06] [館内限定公開]

立川市 [保存日: 2021/11/09] [館内限定公開]

▼ もっと見る

立川市地域文化振興財団

立川市地域文化振興財団 コレクション: 法人・機構  
https://www.tachikawa-chiikibunka.or.jp/

[保存日: 2015/07/15 - 2023/07/18] ▼ 保存日のリストを開く

絞込／再検索

◀ ◻ 1 ▶▶

適合度順 ▼ 降順 ▼ 20 ▼

(出典) WARP 立川市

https://warp.da.ndl.go.jp/search/archivesearch/WE01-Search.do

## (参考) 市報の電子版の収集 ③

市報ちょうふ令和6年2月5日号

電子書籍で「市報ちょうふ」を閲覧できます

インターネット上で多摩地域の電子書籍を無料で閲覧できる地域特化型電子書籍ポータルサイト「TAMA ebooks(タマ イブックス)」で市報ちょうふを閲覧できます。  
電子書籍は[TAMA ebooks](#) [\(外部リンク\)](#)をご覧ください。

2月5日号の掲載内容

お詫びと訂正

4面 審議会等の会議の傍聴「第7回子ども・子育て会議」の記事内に変更がありました。  
訂正箇所 日程  
(変更前)2月20日(火)午後6時30分～8時30分(予定)  
(変更後)3月22日(金)午後6時30分～8時30分(予定)

全面

[全面 \(PDF: 15.012KB\)](#)  
[全面 \(テキスト: 122KB\)](#)

1面

たまには銭湯で温まりませんか? / 手をつなぐ樹 / 令和6年第1回調布市議会定例会は、2月27日(火曜日)開会の予定です / 市報2月5日号の掲載情報は1月26日時点のものです  
[1面 \(PDF: 1.572KB\)](#) [1面 \(テキスト: 4KB\)](#)

令和5年度 市報くにたち

更新日: 2024年02月02日

市報は、毎月5日号と20日号の月2回発行しており、市内の全世帯・事業所に戸別配布しています。届いていない方は、広報・広聴係までご連絡ください。

令和6年2月5日号(1349号)

今号の主な記事

- 1面: 女性の健康週間イベント「女性の健康とホルモンの話」
- 2面: 女性の健康週間同時開催イベント/行政インフォメーション/市の相談窓口をご利用ください
- 3面: 市・都民税の申告は市役所で
- 4面: 4月1日月曜日より、使用料・手数料の一部を変更します/計画等の策定・見直しに関する意見募集/行政インフォメーション
- 5面: くらし/子ども・教育/国立五日制の会が「障害者の生涯学習支援活動」にかかる文部科学大臣表彰を受けました/高齢者/健康・福祉
- 6面: 新型コロナウイルスワクチン接種について/緑豊かな谷保の畑で野菜づくりを体験しませんか
- 7面: イベント・催し/講座・講習/その他のお知らせ/地域の情報/みんなの伝言板
- 8面: 職員募集(会計年度任用職員等)/北秋田だより



 [市報くにたち1349号令和6年2月5日 \(PDFファイル: 6.6MB\)](#)

(出典) WARP 調布市 (保存日:2024/3/4) 国立市 (保存日:2024/2/5)  
<https://warp.da.ndl.go.jp/search/archivesearch/WE01-Search.do>

## 5. 書誌情報の利活用 ①

### (概要)

- NDLサーチ経由のサービス（検索取得が可能）として、①書誌データ、②雑誌記事索引データ、③典拠データの3種類がある。また、NDLHPからのJAPAN/MARCデータ（書誌、典拠）の週次更新のダウンロード提供を行っている。
- 2024年1月のNDLサーチのリニューアルで、以下の書誌データ提供を開始
  - ① 全国書誌データ検索（有形資料対象：国内刊行、外国刊行の日本語出版物）
  - ② 蔵書目録データ検索（①に加えて、外国資料、憲政資料などを含む）
  - ③ 全国書誌（電子書籍・電子雑誌編）データ検索（NDL収集のものが対象）
  - ④ 国内の電子書籍・電子雑誌書誌データ検索（③＋外部機関リポジトリを含む）
- データ検索からのサービスでは、ISBNによる一括検索（バーコードから連続して読み込みまとめて検索）、書誌完成日、官庁出版物といった集合が作れる。1回のダウンロード件数は、最大5000件まで、MARC、MARCタグ、DC-NDL、TSV、JSON、BibTexなどのデータ形式を選択可能
- API（外部提供インターフェイス）を経由して、自館のシステムに直接データを取り込むことが可能。（検索用API、ハーベスト用APIを実装）

## 5. 書誌情報の利活用 ②

(概要続き)

- データのタイムラグは、出版物が国立国会図書館に到着後4日で「新着書誌情報」として公開し、完成は約1ヶ月後である。出版の前後には、出版情報登録センター(JPRO)の「近刊情報データ」も公開しているが、利用には申請が必要。
- JAPAN/MARCは、納本制度に基づき収集した出版物による。市場流通出版物の95%以上は納入され、官庁出版物、自治体出版物、学協会、自費出版を含む。
- 国立国会図書館の提供書誌の取込機能を実装している図書館システムは、2025年2月現在46システムある。
- 2024年9月遠隔研修「国立国会図書館書誌データの利活用」YouTube公開
- 2024年6月、11月図書館総合展でブースを出展「新しい書誌データ」を説明
- 2022年9月に実施した書誌データに関するアンケート結果では、利用機関は、学校＞専門＞大学＞公共図書館の順で、公共図書館では「利用していない」が半数を占めた。（2024年実施アンケートの結果は、2025年に公表予定）

※ 以上、国立国会図書館HP「書誌データの作成及び提供」

(<https://www.ndl.go.jp/jp/data/index.html>)

## 6. 仮想的な「国の蔵書」に向けて ①

### ① デジタルアーカイブによる仮想的な「国の蔵書」の構築

- 国立図書館の基本的役割の一つは、法定権限に基づき「国の蔵書」を構築することにあるが、狭義の出版物の範囲にとどまらない多様な情報資源については、国立図書館もデジタルアーカイブを構成する一員となって、仮想的な「国の蔵書」を形成すると考えることができる。
- 国の情報基盤を形成する「デジタルアーカイブ」においては、地域の情報は、各地域の公共図書館が主体的に担うことが、合理的で効率的な方法となる。仮想的な「国の蔵書」の構成主体として、国立図書館と各公共図書館は、横並びの立場で連携することになる。

### ② 国立国会図書館「未収資料」を含めた「国の蔵書」の考えかた

- 納本制度の対象範囲であるが、国立国会図書館に所蔵がなく、公共図書館が所蔵する資料は、相当数存在すると思われる。こうした資料について、最終的に国立国会図書館が保管、継承することも重要であるが、各図書館の所蔵情報がインターネットで提供され、瞬時に検索可能な状況で、全国の図書館の総体として「国の蔵書」を共有する考え方も成り立つ可能性があり、公共図書館における資料保存の位置づけを見直すことも重要ではないか。

## 6. 仮想的な「国の蔵書」に向けて ②

### ③ 春山明哲「国の蔵書」の提唱

- 1993年に国立国会図書館職員であった春山明哲氏は、国立国会図書館の所蔵資料にとどまらない「国の蔵書」の概念を提唱した。
- 「国の蔵書」を「その国の国民が共有財産として、保存活用すべき全ての出版物および記録資料」と定義し、その範疇には、①法律によって国民に納本義務を課し、国の財政資金によって管理運営されている国立国会図書館の資料、②収集と管理運営の相当部分が国の財政資金で運用され、広く活用し長期に保存すべき資料（JICST、国立大学図書館、国立試験研究機関等）、③国立国会図書館が所蔵していないか、あるいは収集対象としていない資料で、全国の公共図書館、公共的な資料所蔵機関の貴重な資料（例として、国立近代美術館フィルムセンターの映画資料、NHKの録音・録画資料、神社仏閣、旧家の個人所蔵資料）をあげている。（機関名称等は当時のまま）

春山明哲「情報資源としての『国の蔵書』」情報の科学と技術 43巻6号 p.542-551(1993)

小林昌樹「『国立国会図書館にない本』とナショナル・コレクション-忘れられた春山明哲の『国の蔵書』定義とデジコレの潜在的可能性」文献継承 42号 p.2-4 (2023)

## （参考） 国立国会図書館の寄贈手続

（受入条件） ※一部省略

- ① 当館の「資料収集の指針」及び「資料収集方針書」に適合すること
- ② 原則として、当館が所蔵していないこと
- ③ 雑誌・新聞は、欠号分を除き、発行元（納本義務者）以外からは受けない
- ④ 汚損、破損、カビ、書き込み等がなく、利用・保存に堪え得る状態であること
- ⑤ 国内出版物の場合、発行者の事業終了等により、納入される見込みがないこと

（手続等の事前了解事項）

- ・ 取扱いを当館に一任すること（蔵書としないものは、原則廃棄）
- ・ NDLサーチによる所蔵確認を行い、タイトル、著者、出版者、出版年、巻号を記入したリスト（Excel）を作成、資料送付前にリストを送付すること
- ・ 蔵書印、ラベル等の抹消処理を可能な限り行うこと（抹消印やバーコードラベルに線を引くなど、除籍済みであることがわかるようにする）
- ・ 当館への資料送付の際の送料を負担すること

（出典） 国立国会図書館HP 「資料の寄贈について」 を一部抜粋  
(<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/collection/index.html>)

## (参考) 「未収集資料」に関する収集方針

### 「資料収集の指針」(資料収集の目的や基本的方向性を示すもの)

- 2 国内の資料については、我が国における知的活動の所産として最も重要な資料と位置付け、資料の形態又は媒体を問わず広く収集する。
- 7 資料の収集にあたっては、全国の各種図書館又は資料所蔵機関と必要な情報を交換し、収集協力の体制の確立を図る。

### 「収集方針書」(指針に基づき、必要な事項をより具体的に示すもの)

#### 3.2. 納本制度に基づく収集対象の出版物

- 3.2.1 収集対象 納本制度施行(1948年)以降に国内で発行された出版物は、館法の規定に基づき収集する。納本制度に基づく収集が困難な場合は、購入、寄贈その他の方法又は行政及び司法の各部門からの移管により収集する。

#### 3.2.2 収集水準 ○ 網羅的収集〔5/5〕

#### 3.3. 納本制度施行前の出版物

- 明治期以降発行の未所蔵図書：包括的収集〔4/5〕
- 明治期以降発行の未所蔵雑誌：積極的収集〔3/5〕
- 明治期以降発行のそれ以外の未所蔵出版物：選択的収集〔2/5〕

(1 厳選収集：2 選択的収集：3 積極的収集：4 包括的収集：5 網羅的収集)



## （事前にいただいた質問など）

- ① 個人向けデジタル資料の送信サービス対象資料が、公共図書館で入手可能な場合は、入手が困難資料に該当するのか。
- ② 国立国会図書館の未所蔵資料への対応は、待ちの姿勢で、多くが集まるためには寄贈の呼びかけ、簡単に所蔵の有無が確認できるシステムと連動したリストの送付の仕組み、NDLでの送料の負担が必要ではないか。また、市町村立図書館の除籍資料を都道府県立図書館を経由して送付する方法は考えられないか。
- ③ 公共図書館の資料デジタル化にあたって、NDLがしようとしていることと自治体の図書館が行うことについて
- ④ 正規職員の削減や指定管理の導入で、公共図書館が地域の情報拠点になりにくい現状について
- ⑤ 公共図書館でNDL書誌データの利用率が低いことの原因
- ⑥ 自治体のHPの収集と公開、横断検索の基盤作りをどう進めていくか
- ⑦ 天災と戦災を考慮した資料保存についての取組について
- ⑧ 若い職員に歴史（事実だけでなくスピリットを）きちんと伝えるしくみ

## 岡部史郎氏の図書館間の協力関係についての思いについて（補足）

「私の信ずる所によれば、図書館の世界において、孤立 (Abgeschlossenheit) ほど、避けなければならないものはない。そして、各図書館間の連絡・協力は決して一方から他方へ対して、いやしくも、押しつけがましい Paternal なものであってはならない。それは、あくまでも対等の立場に立つ give and take の相互補充的な関係のものでなければならない。そうでなければ、円満な連絡・協力の関係は、永続的な基礎を失うであろう。」

岡部史郎「国立国会図書館の発展の方向」びぶろす 10巻7号p.3-5（1959）

- ・ 金森館長の館長代理として「機構改革」（支部図書館部の解体を含む）を断行した岡部副館長が、各支部図書館との連絡誌『びぶろす』に記した所感の一節で、基本的には「中央館と各支部図書館」についての言及である。ただし、続く部分で、「その協力・連絡は、これを更に、各種の専門図書館、公共図書館、大学図書館等との間に、推し広げなければならない」とある。
- ・ 行政管理の専門家（図書館分野は素人と自称）として、経営改革（いわゆる合理化を含む）にあたった岡部氏が、「図書館活動の基本は、対等な相互協力の上に成立する」という認識を持っていたことの意味を確認しておきたいという意図で引用した。「対等な相互協力」の重要性についての思いを共有すべきと考えたことによる。

## (参考資料)

### (国立国会図書館の年史)

- ◆「デジタル時代の国立国会図書館 1998-2018 国立国会図書館七十年記念館史」  
20年間の取り組みが中心。PDF版が国立国会図書館HPからダウンロードできる。  
<https://www.ndl.go.jp/jp/publication/history/index.html>
- ◆「国立国会図書館三十年史 本編」「同 資料編」  
前史として、帝国図書館、議会図書館の歴史も記載。デジタル化されているが、館内限定利用。
- ◆「国立国会図書館五十年史 本編」＜請求記号：UL 214-G10＞  
「同 資料編CDROM」＜請求記号：YH231-679＞  
現時点ではデジタル化未了のため、原本からの利用となる。

### (JEPAセミナー報告)

国立国会図書館職員が、トピックについて報告している。

- ◆2023年2月28日 「国立国会図書館デジタルコレクションのリニューアル」 岡本常将  
<https://www.jepa.or.jp/sem/20230228/>
- ◆2022年2月2日 「国のデジタル情報基盤の充実に向けて」 福林靖博  
<https://www.jepa.or.jp/sem/20220202/>
- ◆2021年4月21日 「国立国会図書館のデジタルシフト ビジョン2021-2025」 田中久徳  
<https://www.jepa.or.jp/sem/20210421/>

ご清聴ありがとうございました。